

# 令和6年度版 自己診断チェックリスト

- 法人税申告チェックリスト
- 相続税申告チェックリスト
- 譲渡所得税（土地等・建物の譲渡）申告チェックリスト
- 消費税申告チェックリスト
- 消費税管理簿及び消費税選択チェックリスト

## 税賠保険事故の未然防止を

近年、職業専門家が果たす役割に対する社会的要請の高まりに伴い、税理士の専門家責任が厳しく問われています。

税理士業務の遂行にあたっては、常に事故の起きる危険性があることを認識する必要があります。

多くの保険事故は単純ミス、うっかりミスに起因しており、未然に防止できるものです。これらのミスを防ぐため、この自己診断チェックリストをご活用いただければ幸いです。

なお、このチェックリストは、公益財団法人日本税務研究センターの監修により作成しています。

# 法人税申告チェックリスト

それぞれがチェックした日を日付欄に記入すること。

関与先名	事業年度	担当者欄	確認者欄
	自 年 月 日	氏 名	氏 名
	至 年 月 日	チェック日 年 月 日	チェック日 年 月 日

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
1	前期の確認	前期の申告書・決算諸表を確認し、前期までに発生した税務調整項目につき、当期の申告で税務調整の必要があるかないかを会計処理との関係を考慮してチェックをしたか		
2	棚卸資産	貯蔵品・預け在庫等の棚卸資産の計上漏れがないか。棚卸資産の期末評価は所定の評価方法で行われているか。仕掛品の計上は、製造原価との整合性がとれているか		
3	売掛債権	出荷基準、着荷基準、検収基準などの売上計上基準と整合しているか 決算月の締め後の売上計上分について、請求書、納品書、商品有高帳、棚卸表などと整合した売掛債権を計上しているか		
4	有価証券	市場有価証券等の評価損について、事業年度終了時の時価が帳簿価額のおおむね 50% 相当額を下回り、近い将来その価額の回復が見込まれないといえるか 市場有価証券等以外の有価証券の評価損について、発行人の資産状態が著しく悪化したといえる次の事実が生じているか 1株当たりの純資産価額が取得時の1株当たりの純資産価額に比しておおむね 50% 以上下回っている		
5	外貨建資産、負債	外貨建取引に係る発生時換算、期末時換算について「換算方法の選定に関する届出」等に基づいて換算しているか 先物外国為替契約等による為替予約差額の配分について、取引後予約、取引前予約の区分に基づき法人税法所定の配分方法によっているか		
6	減価償却	新規取得資産について、資産の種類、構造、用途及び細目を適切に区分して、耐用年数を適用しているか 所有する固定資産に対して支出した修繕費等について、資本的支出に計上すべき支出について修繕費として処理していないか 取得価額 30 万未満の中小企業者等の特例を含めた少額減価償却資産の取扱いが正しく行われているか。一時に損金算入される少額減価償却資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものを除外しているか		
7	特別償却又は特別税額控除	期中に設備等を取得した場合に、特別償却又は特別税額控除が適用できるものかどうかを確認したか。特に計画確認・計画認定等が必要なものか、取得価額基準を満たしているか、貸付用でないかなどを確認したか 所有権移転外リースについては特別償却の適用がないこと、特別税額控除は特定中小企業者に限定されることや特定中小企業者だと税額控除率が増加することなどを確認したか 中小企業投資促進税制(措法 42 の 6)や中小企業等経営強化税制(措法 42 の 12 の 4)を適用する場合、即時償却の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業として行われるものを除く）の用に供するものを除外したか（令和 5 年度改正） 会社の利益状況、資金状況などを考慮して、特別償却と特別税額控除の効果を的確に比較して選択したか		
8	リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引について会計処理をしたものが、売買取引又は金融取引に該当するなど、税法上の取扱いと違いがないか確認しているか		
9	長期前払費用・保険積立金	定期保険、養老保険等の支払保険料の保険積立金処理、長期前払費用計上・取崩の処理が法基通 9-3-4~9-3-6 の 2 などに基づいて的確にされているか		
10	繰延資産	当期に支出した費用でその効果が 1 年以上に及ぶものとして税法上の繰延資産となるものがないかどうかを確認したか。償却期間を正しく計算しているか		
11	買掛金	仕入関係の請求書、商品有高帳、材料棚卸表などと整合した買掛金を計上しているか		
12	預り金	乙欄、丙欄適用者の給与所得について甲欄などを適用していないか 販売費等に源泉徴収対象となるデザインや写真の報酬がないか 非居住者、外国法人に支払う不動産の賃貸料、土地等の譲渡対価、人的役務の提供等に係る源泉徴収漏れはないか		
13	借入金	親会社・子会社などの関係会社からの借入金については、適正な利率を計上しているか		
14	貸倒引当金	法法 52 条で貸倒引当金の計上が認められている法人か。個別評価の貸倒引当金は、再生計画認可の決定など法人税法施行令 96 条で計上が認められた場合であるか。一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の計算は法定のとおりに行っているか		
15	役員給与	期中に役員給与の改定があった場合に、期中に支給した役員給与が定期同額給与に該当するかどうかを検討しているか。また、改定の決議をした株主総会等の議事録の存在を確認しているか 事前確定届出給与を支給した場合に、届出どおりに支給されているかどうかの確認をしたか 翌職務執行期間で一時金の支給をするかどうかをクライアントに確認しているか。また、一時金の支給を予定している場合に、事前確定届出給与に関する届出書を提出期限までに提出できる準備が済んでいるか 使用人兼務役員になれない専務取締役等、同族会社役員のうち特定株主等に該当する者に対する給与を使用人分給与としていないか		

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
15	役員給与	会社が役員個人に係る私的費用の負担をしていることはないか。負担している場合、経済的利益の供与として役員給与として認識をしているか		
		分掌変更等による場合の役員退職金について、実質的に退職したと同様の事情にあると認められるか		
		役員に支給する退職給与について、不相当に高額な部分の金額はないか		
16	交際費 (交際費課税がされる場合のみ)	旅費交通費、諸会費、支払手数料等の隣接費用の中で、税法上の交際費等に該当するものがあるか否かを確認したか		
		外部飲食費用等で1人あたり10,000円(令和6年3月31日までの支出については5,000円)以下のものを税法上の交際費等から除外する際に飲食場所、参加者、参加人数等を記載した資料を保存しているか。また、税抜経理方式を採用している法人がインボイス発行事業者でない店舗で飲食等を行った場合、10,000円以下の判定の際、経過措置の消費税等を加算しているか		
		50%の損金算入が認められる接待飲食費の額が正しく計算されているか(接待飲食費の50%損金算入を適用した場合に限る)。資本金が100億円超の法人はこの損金算入が認められない		
17	寄附金	グループ内法人間での取引価額は適正かどうか。子会社支援等について合理的な内容で相当の理由があるものか		
18	貸倒損失	税務上認められる貸倒れ処理の事実要件を具備しているか		
19	業務委託費等	コンピュータのソフト関係の費用で減価償却資産(ソフトウェア)に該当するものはないか。その他、資産の取得に要した金額、前払費用及び繰延資産とされるべき費用が含まれていないか		
20	租税特別措置	賃上げ促進税制(令和6年度改正)、試験研究費に係る税額控除、圧縮記帳などの租税特別措置法に規定されている特例制度が適用される事実があるかどうかを確認したか		
21	中小企業等の特例	軽減税率、特別償却・税額控除、貸倒引当金の法定繰入率の適用、欠損金の繰越控除など中小企業等に認められている特例を適用する場合に、その適用される中小企業者の範囲が制度によって違うがその確認をしているか		
22	グループ法人税制	100%完全支配関係にあるグループ会社の場合に、100%グループ内の他の会社との間に寄附金の損金不算入(受贈益の益金不算入)、資産の譲渡損益の繰延べなどのグループ法人単体課税制度の適用を受ける取引を行っているかどうかを確認したか。子会社の場合に、中小企業向け特例措置の不適用となる100%完全子会社に該当するかどうかの確認をしているか		
		グループ間の取引がなくても完全支配関係の系統図を申告時に提出することになるが留意しているか		
23	税制改正関係	最近の各年度の主な税制改正項目について適用の有無を確認したか(令和5年度改正) ・研究開発税制の見直し・中小企業投資促進税制、中小企業経営力強化税制の見直し・暗号資産の評価方法の見直し・株式交付特例制度の見直し・DX税制の見直し・オープンイノベーション税制の見直し等(令和6年度改正) ・賃上げ促進税制の見直し(中堅企業向け賃上げ税制の創設)・中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充、戦略分野国内生産促進税制、イノベーションボックス税制の創設、暗号資産の評価方法の追加見直し、交際費等・少額飲食費の金額の見直し等		
24 申告書関係	別表一・同次葉	中小企業者等の法人税率の軽減措置の適用対象法人であるか否かを資本金額だけでなく、大法人による支配関係の有無などを含めて検討しているか。中間申告分の税額を正しく記載しているか		
	別表二	「判定基準となる株主等の株式数等の明細」の記載が期末現在の株主名簿の内容と一致しているか。株式数等と議決権数の記載が正しいか。自己株式について記載し、割合算出上、分母から除外しているか 同一の株主グループに含めるべき法人株主を別の株主グループにしていないか		
	別表三(一)	特定同族会社の判定割合が50%超で資本金の額が1億円超の場合は別表三(一)「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」を作成し添付の留意をしているか		
	別表四	加算・減算の調整項目に不適切な表現や漏れがないか。特に損金の額に算入されない租税公課、罰課金などを加算調整しているか		
	別表五(一)	「期首現在利益積立金額」欄に記載されたものが、当期の申告調整に影響するもの(当期で加算・留保又は減算・留保として別表四で調整すべきもの)であるかどうかの確認をしたか。また、逆に別表四で加算、減算した留保項目について、別表五(一)で対応して調整したか		
		増減資、自己株式取得、組織再編成などによる資本金等の額に増減はないか。増減があった場合は明細書にその異動内容を記載したか		
別表五(二)	別表4留保欄合計+別表5(1)期首利益積立金額合計-中間分・確定分法人税等・道府県民税・市町村民税合計額=差引翌期首現在利益積立金額合計の検算は行ったか			
別表五(二)	租税公課等の納付状況等が正しく記載されているか。損金不算入項目が正確に記載されているか			
	「法人税及び地方法人税」、「道府県民税」、「市町村民税」につき損金経理により納付した額について別表四で加算・留保しているか、また、損金不算入となる「加算税及び加算金」などで損金経理により納付した額について別表四で加算・社外流出しているか			

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
24 申告書 関係	別表五（二）	「納税充当金の計算」欄の記載が正しくされており、期末納税充当金の額が貸借対照表の金額と一致しているか		
	別表六（一）	所有期間の按分を要するものについて、その計算と記載が適正に行われているか（復興特別所得税も含む）		
		集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額については、本明細書ではなく、別表六（五の二）に記載しているか		
	別表六（九） ～六（十四）	完全子法人株式会社等に該当する株式等に係る配当等は、改正により源泉徴収が不要となっているが、誤って源泉徴収を行い所得税額控除の適用を受けていないか		
		試験研究費の特別控除（措法42の4）関係の別表である。明細書には多くの種類があるので、会社の規模や試験研究費の性格に応じて該当する明細書を適宜に使用しているか		
	別表六（十五）	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の6）に関する明細書である。中小企業向けの投資促進税制である。中古資産の取得ではなく、貸付の用に供するものでもないか。また30%特別償却制度ではなく、7%特別控除制度を選択する場合には、期末資本金額が3,000万円以下であるか。税額控除不足額について1年間の繰越が認められる（別表六（六）等）		
	別表六（二十三）	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の4）に関する明細書である。中古資産の取得でなく、貸付の用に供するものでもないか。また即時償却制度との選択が妥当な選択となっているか。税額控除不足額について1年間の繰越が認められる（別表六（六）等）		
	別表六（二十四） ～同別表付表一、二	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の5）に関する明細書である。大企業向け（同法①）、中堅企業向け（同法②）、中小企業向け（同法③）のいずれについても、この明細書を利用する。いずれの場合も給与等支給額の増加割合、教育訓練費増加割合による割増措置の適用があるか確認しているか。令和6年度で全面的な見直しが行われている点は留意する必要がある。中小企業向けの措置は、繰越控除に関する明細書の添付を要件として税額控除不足額について5年間の繰越控除が可能となる		
	別表七（一）	中小企業者等に該当する場合を除き、損金算入限度額が欠損金控除前の所得金額の50%相当額となっているか		
	別表八（一）	短期保有株式等に係るものとして益金不算入の対象から除外される配当はないか。みなし配当はないか。投資信託の収益の分配金等を対象に含めてはいないか		
		関連法人株式会社等については、負債利子控除の適用があるが、関連法人株式会社等に係る配当等の額×4%（原則）又はその事業年度の負債利子等の額×10%相当額（例外）の計算を正しく行っているか（令和4年度改正）		
	別表十一（一）	繰入れが認められる法人の場合、取引の相手先（債務者）について個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れが認められる事実があるかどうかを確認しているか。事実がある場合に当該明細書の記載が正しいか		
	別表十一（一の二）	繰入れが認められる法人の場合、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れについて、実績繰入率などを正しく計算し当該明細書に正確に記載しているか。法定繰入率を適用する場合に実質的に債権とみられないものの額を控除して計算しているか		
	別表十四（二）	寄附金の損金算入限度額の計算における資本金基準が（資本金額+資本準備金の額）×1000分の2.5で計算しているか（令和4年度改正）		
		指定寄附金、特定公益増進法人等に対する寄附金があった場合に、当該明細書にその旨の記載をしているか。令和3年4月1日以後、特定公益増進法人に対する寄附金から「出資に関する業務に充てられる」寄附金は除外されている		
	別表十五	交際費課税がされない中小法人等も本別表は提出する必要があるが、その用意はできているか。交際費等に係る控除対象外消費税等の額を支出交際費等の額に含めているか		
別表十六（一）	旧定額法又は定額法により償却限度額等を計算する明細書である。資産区分、耐用年数は正しいか。償却超過額、償却不足額の取扱いが正しくされているか			
別表十六（二）	旧定率法又は定率法により償却限度額等を計算する明細書である。資産区分、耐用年数は正しいか。償却超過額、償却不足額の取扱いが正しくされているか			
別表十六（七）	青色申告書を提出する法人が中小企業者等の少額減価償却資産の特例（措法67の5）の適用を受ける場合の明細書である。対象資産から貸付の用に供した資産（主要な事業として行われるものを除く）を除外しているか			
別表十六（八）	一括償却資産の損金算入措置（法令133の2）の適用を受ける場合の明細書である。対象資産から貸付の用に供した資産（主要な事業として行われるものを除く）を除外しているか			
別表十六（十）	資産に係る控除対象外消費税等の処理、繰延消費税額等に該当する場合、当期損金算入限度額の計算は正しく行われているか。初年度の限度額については、実際の取得日に関係なく、その事業年度の月数の2分の1相当額になる			
別表十七（四）	移転価格税制（措法66の4）の国外関連者に関する明細書である。外国子会社等の国外関連者との取引がある場合には、本明細書を添付しているか			

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
24 申告書 関係	当初申告要件	措置法の税額控除等の適用を受けるにあたって関係別表の添付などの当初申告要件を満たしているか		
	特別償却の付表	措置法の特別償却又は割増償却の適用を受ける場合に、対象資産の特別償却限度額等の計算に関する明細書である。本付表を該当の別表十六関係の明細書に添付して提出する用意をしているか		
	組織再編成に係る 主要な事項の明細書	組織再編成（合併、分割、現物出資、現物分配等）が行われた場合に法人税の確定申告書に添付することとされている明細書である（法規35①七）。適格判定に係る主要な事項を慎重に確認して適格組織再編成かどうかの判定を的確に行っているか		
	租税特別措置法の 「適用額明細書」	租税特別措置法の各制度を適用している場合に所定の事項、金額を記載した「適用額明細書」を提出する用意はできているか		
25	法人事業概況説明書 又は会社事業概況書	税務署所管法人が提出する「法人事業概況説明書」は、「役員又は役員報酬額の異動の有無」や「代表者に対する報酬等の金額」欄の記載に注意する必要があるが、その記載に不備はないか。年末関係書類の電子化の状況についての記載が追加されている		
		大法人などが提出する「会社事業概況書」についても、その記載内容の確認をしているか		
26	会社に対する説明	申告書の提出前に、会社の役員等に対して当期の決算内容、申告内容の説明を行い、承諾を得ているか		
		消費税、地方税も含めた納付税額又は還付税額の説明を行い、承諾を得ているか。特に翌期以降の消費税等の予定納税の金額、回数などについて確認をしているか		
27	代表者の自署押印等	申告書における代表者等の自署押印制度は廃止されているが、申告書提出前に、代表者に申告内容について説明し承諾を得ているか		
28	税務代理権限証書	税務代理権限証書に税務代理の依頼者として記名を得ているか。また、調査の事前通知は税務代理人のみで良いかどうかの確認をし、その旨の✓を付したか		
29	役員改選等の 重要事項の確認	役員の変更、役員の改選時期を確認し、それに伴う登記手続きの指導をしたか		
		会社の今後の設備投資の予定、従業員採用計画、経営状況の変化など重要事項の確認をしたか		
		会社の役員、経理担当者に本年度の税制改正の内容、今後の税制改正の動きなどの説明をしたか		
30	納税について	納付書納付からe-Taxを利用したダイレクト納付への切り替えなどを進めているか。その際にダイレクト納付については納税額の上限があることに留意する		

●チェック欄には、OKの場合は○、該当ない場合は△、NOの場合は×とコメントを記入すること。

また、一旦×となった場合は、○又は△と記入できるまでその理由・原因を調査すること。

●本チェックリストは、一般的な必要最低限の項目のみを対象としており、当該会社の実情等を勘案し、適宜項目を追加した上で利用すること。

# 相続税申告チェックリスト

それぞれがチェックした日を日付欄に記入すること。

被相続人名	相続開始日	申告期限	担当者欄	確認者欄
	年 月 日	年 月 日	氏名 チェック日 年 月 日	氏名 チェック日 年 月 日

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
課税財産の範囲等	1	未登記の不動産等	未登記の建物や固定資産税の課税明細書に記載されていない公衆用道路など土地家屋名寄帳で確認したか、また、先代名義のまま変更されていないものはないか確認したか	
	2	共有財産	被相続人と他の者との共有財産の有無及び課税対象となる被相続人の持分を登記事項証明書などで確認したか	
	3	相続開始時の現金	相続開始直前の預貯金の引出しの有無を確認し、申告すべき現金等の額を検討したか	
	4	家族名義預金等の確認	被相続人以外の名義となっている預貯金、有価証券で相続財産とされるべきものの有無を確認したか	
	5	資産の譲渡代金等	相続開始前の資産の譲渡代金や退職金などが相続財産に反映されているか	
	6	生命保険金の範囲	みなし相続財産となる生命保険金について、保険金とともに支払われた剰余金や前納保険料がある場合に課税財産に含めたか	
	7	生命保険契約に関する権利	生命保険契約について被相続人が保険料を負担（契約者は被相続人に限らず）していたもので「生命保険契約に関する権利」として申告すべきものはないか	
	8	同族会社への貸付金等	被相続人が主宰する同族会社の決算書等に被相続人との間の借入金や貸付金等が計上されていないか	
	9	未収賃貸料等	賃貸不動産に係る未収賃貸料、前受賃貸料の有無を確認したか	
	10	建物更生共済契約に関する権利	建物等に係る共済契約で「建物更生共済契約に関する権利」として申告すべきものの有無を確認したか	
	11	相続後に支給された公的年金（未支給年金請求権）	被相続人に支給されるべきであった公的年金の未支給分で、相続後に相続人等に支給されたものを相続財産に含めていないか（未支給年金請求権は相続税の課税対象にならず、当該遺族の一時所得に該当する）	
	12	国外財産	課税対象になる国外財産の有無を確認したか	
相続財産の評価	13	評価単位の適否	土地等の評価単位の判定に誤りはないか	
	14	路線価等の確認	土地等の評価に際し、評価対象地の路線価や評価倍率の見誤りはないか	
	15	地区区分の確認	路線価方式による宅地等の評価に際し、地区区分（普通商業・併用住宅地区、普通住宅地区など）の見誤りはないか	
	16	画地調整の適否	路線価方式による宅地等の評価において、各種の画地調整（奥行価格補正、側方路線影響加算、二方路線影響加算、間口狭小補正、奥行長大補正、不整形地補正など）の適用漏れはないか	
	17	不整形地補正の適否	不整形地等の評価における奥行距離等の算定及び適用すべき画地調整率に間違いはないか	
	18	居住用の区分所有財産の確認	居住用の区分所有財産（マンション）に該当する場合において、区分所有補正率の適用の有無を確認したか	
	19	地積規模の大きな宅地の評価	1,000㎡（三大都市圏内は500㎡）以上の宅地がある場合に、「地積規模の大きな宅地の評価」の可否を確認したか	
	20	特定路線価の設定の申出	路線価が設定されていない私道等に面する宅地等の評価に際し「特定路線価」の設定の申出をしたか	
	21	特殊な状況にある宅地等の評価	セットバックを要する宅地等、都市計画道路予定地の区域内にある宅地等の評価は適正に行われているか	
	22	借地権慣行の有無	貸宅地及び借地権の評価に際し、借地権慣行のない地域内のものでないかどうかを確認したか	
	23	使用貸借地の評価	使用貸借となっている土地等の評価方法に誤りはないか	
	24	借地権の確認	無償返還の届出や借地権者の地位に変更がない旨の届出等の提出の有無を確認したか	
	25	空室のある賃貸建物等の評価	賃貸建物のうち空室部分は自用地、自家用屋評価となるが、課税時期において一時的な空室である場合には、貸家建付地、貸家として評価できる場合があることを確認したか	
	26	庭園設備等の取扱い	家屋の価額に含めて評価するもの（付属設備等）と家屋とは別に評価するもの（庭園設備等）を区分したか	
	27	上場株式の評価	課税時期の最終価格の算定に際し、配当落等の有無を確認したか（課税時期が配当落等の日から配当金交付等の基準日までの間にあるとき）	
	28	株式の評価方法の判定	取引相場のない株式の評価方法（原則的評価方式、配当還元方式）の判定に誤りはないか	
	29	評価会社の規模の判定	取引相場のない株式の評価方法において、評価会社の規模（大会社、中会社、小会社）は適正に判定されているか	
	30	特定の評価会社の該当性	取引相場のない株式の評価に際し、「特定の評価会社」に該当するか否かを検討したか	
	31	類似業種の判定	取引相場のない株式を類似業種比準方式で評価する場合において、類似業種の判定（業種目番号の選定）に誤りはないか	
	32	評価要素の算定	類似業種比準価額の計算要素（1株当たりの配当金額、利益金額、簿価純資産価額）の算定は的確に行われているか	
	33	類似業種比準価額の修正	配当・増資がある場合の類似業種比準価額の修正の要否を確認したか	
	34	純資産価額の計算時期	課税時期に仮決算を行った場合の資産・負債の額により評価するほうが有利になるにもかかわらず、前期末現在の資産・負債によって評価していないか	

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
相続財産の評価	35 資産・負債の計上額	取引相場のない株式を純資産価額方式で評価する場合に資産及び負債の計上額は適切に算定されているか		
	36 原則的評価額の修正	配当期待権が発生している場合等の原則的評価額の修正の要否を確認したか		
	37 定期預金等の評価	定期預金等の評価において、既経過利子の額を元本に加算したか		
	38 公社債等の評価	公社債は利付債と割引債等に区分し、市場価格を確認した上で価額の算定をしたか		
	39 株式に関する権利の有無	株式に関する権利（株式の割当を受ける権利、株主となる権利、株式無償交付期待権、配当期待権）の評価の要否を確認したか		
40	特定地域（特定非常災害地域）に該当する土地等及び株式等の有無	特定非常災害地域に該当する土地等及び株式等について「調整率」等を確認したか		
課税価格の計算	41 小規模宅地等の特例の適用要件	小規模宅地等の特例の適用において、対象宅地等の区分（特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等、特定居住用宅地等、貸付事業用宅地等）ごとに適用要件を満たすことを確認したか		
	42 限度面積要件の適否	貸付事業用宅地等と他の小規模宅地等を併用適用する場合の適用面積の計算に誤りはないか		
	43 特例適用宅地等の選択	貸付事業用宅地等と他の小規模宅地等を併用適用する場合に、原則として減額される金額が最も大きくなるような選択をしたか（小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人の同意を得たか（小規模宅地等についての課税価格の計算明細書に記入済みか）		
	44 生命保険金等の非課税の適否	生命保険金及び死亡退職金についての非課税控除の適用・計算に誤りはないか		
	45 未納の公租公課の有無	債務控除の適用において、未納の公租公課（固定資産税、所得税、消費税、個人住民税、事業税など）の漏れはないか		
	46 賃貸不動産に係る敷金等の確認	債務控除の適用に際し、賃貸不動産に係る敷金、預り保証金の額を賃貸借契約書等で確認したか		
	47 保証債務等の控除可能性	被相続人に保証債務・連帯債務がある場合の債務控除の適用可能性について検討したか		
	48 葬式費用の範囲	香典返し、墓地・仏具等の購入費用を葬式費用に含めて債務控除を適用していないか		
	49 相続時精算課税の確認	相続人等に対する生前贈与について、相続時精算課税の適用を受けている場合に加算もれ（令和6年以降の贈与は基礎控除の確認）はないか		
	50 贈与財産価額の課税価格加算の要否	被相続人からの相続人等に対する生前贈与の有無及び贈与財産価額の相続税の課税価格への加算（令和6年以降の贈与は相続開始前4年～7年は100万円の控除の確認）の要否を確認したか		
	51 贈与税の特例と相続税の関係	相続人等に対する生前贈与について、「贈与税の配偶者控除」や「住宅取得等資金の贈与に係る非課税特例」等の適用を受けている場合の相続税の課税価格加算規定の適用に誤りはないか		
	52 贈与税の非課税特例と相続税	教育資金の一括贈与の非課税の特例の適用を受けた後の贈与者の死亡に係る相続税において、課税価格の合計額が5億円を超えるときは、管理残額に相続税が課されることとされた（令和5年4月以降の贈与）が、その適用の有無を確認したか		
	53 特定の一般社団法人等に対する課税	特定の一般社団法人等に対する課税の適用の有無を確認したか		
税額の計算	54 法定相続人の数	養子、代襲相続、相続放棄等がある場合の基礎控除額の計算上の法定相続人数の算定に誤りはないか		
	55 相続税額の2割加算	相続税額の2割加算について、適用対象者（被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）を含む）及び配偶者以外の者）の有無を確認したか		
	56 各種の税額控除	贈与税額控除、配偶者の税額軽減、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、外国税額控除の適用漏れや控除額の計算に誤りはないか		
	57 未分割遺産がある場合の配偶者の税額軽減	相続財産の全部又は一部が未分割である場合の配偶者の税額軽減額の計算において、適用対象財産価額の算定に誤りはないか		
58 相続時精算課税分の贈与税額控除	相続時精算課税の適用を受けている場合の控除税額の計算等は的確に行われているか			
申告・納付その他	59 相続税の納税地	被相続人の「生活の本拠」の所在地を納税地としているか ※老人ホームに入居していた場合は「生活の本拠」に該当するかどうか確認を要する		
	60 申告書の添付書類	相続税の申告書の添付書類には法定のもの（法定相続情報一覧図または戸籍謄本、遺産分割協議書の写しなど）と任意のものがあるが、必要書類を確認したか		
	61 相続税の納付方法	相続税の金銭一括納付の可否を確認するとともに、延納及び物納制度について依頼者に説明したか		
	62 相続税の納税猶予制度	農地、個人事業者の事業用資産及び非上場株式に係る納税猶予制度の適用の可否を検討するとともに、その適用について依頼者の意向を確認したか		
	63 遺言の有無と遺産分割	被相続人の遺言の有無を確認したか、また、遺言がある場合に、その内容に従って遺産を取得することに合意しているかどうかを確認したか		
	64 遺産分割と相続税	配偶者居住権の設定等を含めて、一次相続時の遺産分割が配偶者の二次相続時の相続税に影響することを依頼者に説明したか		
	65 未分割遺産と相続税	遺産が未分割の場合の課税価格や税額の計算、申告方法や申告期限後に分割された場合の手続等について依頼者に説明したか		
	66 遺産未分割の場合の提出書類	遺産が未分割の場合の申告に際し、「申告期限後3年以内の分割見込書」を、また、3年以内に分割できない場合の「承認申請書」を提出したか		
	67 所得税・消費税の準確定申告	被相続人が個人事業者等である場合の所得税及び消費税について、準確定申告等の手続は期限までに行われているか、その際、未分割遺産に係る収益（地代・家賃等）の帰属者は相続人としているか		
	68 事業の承継に伴う手続	被相続人の死亡と事業を承継した者の手続（個人事業者の開業等の届出、青色申告の承認申請、消費税の簡易課税の選択届出、適格請求書発行事業者の登録など）は期限までに行っているか		

●チェック欄には、OKの場合は○、該当ない場合は△、NOの場合は×とコメントを記入すること。

また、一旦×となった場合は、○又は△と記入できるまでその理由・原因を調査すること。

●本チェックリストは、一般的な必要最低限の項目のみを対象としており、当該被相続人等の実情等を勘案し、適宜項目を追加した上で利用すること。

# 譲渡所得税(土地等・建物の譲渡)申告チェックリスト

それぞれがチェックした日を日付欄に記入すること。

関与先名	年分	担当者欄	確認者欄
	年分	氏名	氏名
		チェック日 年 月 日	チェック日 年 月 日

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
譲渡申告年・譲渡収入金額	1 譲渡所得の申告年(原則：引渡基準)	売買契約締結年の翌年に引渡しが行われる場合において、引渡年を申告年としているか		
	2 譲渡所得の申告年(選択：契約効力発生日基準)	売買契約締結年の翌年に引渡しが行われる場合で契約締結年の申告を選択したケースにおいて、契約効力が発生(停止条件が付されているときは条件が成就している)しているか		
	3 譲渡対価の金額	譲渡対価は、売買契約書等で確認したか(共有の場合には、譲渡対価のあん分計算を行っているか)		
	4 実測精算金の収受	売買契約後に土地等の実測を行い精算金を収受した場合において、精算金を譲渡対価に含めているか		
	5 未経過固定資産税の収受	売買契約に際し未経過固定資産税を収受した場合において、未経過固定資産税を譲渡対価に含めているか		
取得費	6 取得費等	取得費及び取得年月日は、契約書等で確認したか(共有の場合には、取得費のあん分計算を行っているか)		
	7 買換え等の特例の適用を受けた土地等・建物	取得時に買換え等の特例の適用を受けている土地等・建物について、買換え等の時の譲渡資産を基礎として計算した金額を取得費としているか		
	8 建物の減価償却	建物の用途(居住用・業務用等)に応じて、取得時から譲渡時までの期間の償却が行われているか		
	9 概算取得費の適用	概算取得費(譲渡対価×5%)を適用した場合において、造成費・改良費・相続登記費用等を取得費としていないか		
	10 取得費加算の特例	相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例の各種要件(相続税の申告期限の翌日以後から3年以内の譲渡)を確認したか		
譲渡費用	11 譲渡に際し支出した費用	譲渡に際し支出した費用の範囲は限定されているが(登記等の費用・仲介手数料・その他譲渡のために直接要した費用)、その範囲を確認したか		
	12 譲渡価額を増加させるために支出した費用	土地等を譲渡するための借家人への立退料又は建物の取壊しに要した費用等に該当することを確認したか		
	13 譲渡資産の維持管理費用	譲渡資産の維持管理費用(譲渡資産の保有期間中の修繕費・固定資産税等)は、除外しているか		
長期・短期の判定	14 長期・短期の区分	譲渡資産の所有期間が5年を超えると長期譲渡になるが、所有期間は譲渡年の1月1日において5年超であることを確認したか (令和6年分の場合) 長期 ⇒ 平成30年12月31日以前の取得 短期 ⇒ 平成31年1月1日以後の取得		
	15 所有期間の判定	譲渡資産の所有期間は、取得日を契約効力発生日基準とし譲渡日を引渡基準によることもできるが、所有期間の判定に誤りがないか		
	16 長期・短期の税率	長期譲渡(国税15%・地方税5%)と短期譲渡(国税30%・地方税9%)では税額計算における税率が異なるが、税率に誤りがないか ※国税は、譲渡所得税以外に復興特別所得税(国税×2.1%)が課される		
居住用・事業用資産等の課税の特例	17 居住用財産に係る3,000万円の特別控除(自己居住用の特例)(措法35①)	譲渡資産は、譲渡者の居住用として利用していたか		
		譲渡資産の買主は第三者(譲渡者の配偶者・一定の親族等・一定の同族会社以外)であるか		
譲渡年の前年又は前々年に居住用財産の買換えや居住用財産の交換の特例等を受けていないか				
譲渡年の前年又は前々年に、本特例の適用を受けていないか				
18 居住用財産に係る3,000万円の特別控除(空き家の特例)(措法35③)	居住用財産に係る3,000万円の特別控除と居住用財産の買換え(譲渡利益の場合)について、どちらの特例を適用すべきか検討を行ったか			
	譲渡者は、相続又は遺贈(死因贈与を含む)により被相続人の居住用家屋及び被相続人の居住用家屋の敷地等を取得した相続人か 譲渡資産は、被相続人居住用家屋(昭和56年5月31日以前の建築に限る)及び被相続人居住用家屋の敷地等か			



No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
18	居住用財産に係る 3,000万円の特別控除 (空き家の特例) (措法 35③)	相続開始日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間の一定の譲渡(耐震リフォーム後の建物及び敷地の譲渡、家屋取壊後の敷地の譲渡、または譲渡後(譲渡日の属する年の翌年2月15日までの間)に、譲受人が行う工事により、耐震基準に適合することとなった場合、建物を取壊して更地化した場合)に該当するか		
		譲渡資産を取得した相続人の数が3人以上である場合、特別控除の額は各2,000万円となることを確認したか		
		老人ホームで死亡した場合も、確認しているか		
		譲渡価額が1億円以下であるか		
		平成28年4月1日から令和9年12月31日までの間の譲渡か		
19	居住用財産に係る 軽減税率(措法 31の3)	譲渡資産は、譲渡者の居住用として利用していたか		
		譲渡資産の所有期間は譲渡年の1月1日において10年超であるか		
		譲渡年の前年又は前々年に軽減税率の適用を受けていないか		
20	特定の居住用財産の買 換え(譲渡利益の場合) (措法 36の2)	令和7年12月31日までの譲渡か		
		譲渡資産・買換資産は、譲渡者の居住用財産に該当するか		
		譲渡資産の所有期間は譲渡年の1月1日において10年超であるか		
		譲渡資産の譲渡対価は1億円以下であるか		
		買換資産の各種要件(居住床面積50㎡以上・敷地面積500㎡以下・取得期限・居住期限・中古資産を取得する場合等)を確認したか		
21	居住用財産の買換え (譲渡損失の場合)の 譲渡損失の損益通算及 び繰越控除等 (措法 41の5・41の5の2)	令和7年12月31日までの譲渡か		
		譲渡資産・買換資産は、譲渡者の居住用財産に該当するか		
		譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例は二種類あるが(措法 41の5・41の5の2)、それぞれの特例の相違を確認したか		
		繰越控除を受ける年分の合計所得金額は、3,000万円以下であるか(損益通算を行う年分は所得制限なし)		
22	特定の事業用資産の買 換え(措法 37)	譲渡資産の各種要件(事業用又は準事業用資産に該当・所有期間等)を確認したか		
		買換資産の各種要件(事業用又は準事業用資産に該当・土地等の面積制限・取得期限・事業供用期限等)を確認したか		
		令和6年4月1日以後の譲渡(または先行取得)の場合、特定事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書は期限内に提出しているか		
23	固定資産の交換 (所法 58)	交換譲渡資産及び交換取得資産は、いずれも固定資産であり同種の資産に該当するか		
		交換譲渡資産は、1年以上所有資産に該当するか		
		交換取得資産は、交換の相手が1年以上所有し、交換のために取得したものでないことに該当するか		
		交換取得資産は、交換譲渡資産の譲渡直前の用途と同一用途に供したか		
		交換差金は、交換譲渡資産と交換取得資産のうちいずれか高い価額の20%を超えていないか		
24	その他 (措法 33、33の4・35 の2、所法 64②)	収用等の場合の課税の特例の各種要件(買取り等の期限等)を確認したか		
		収用等に係る補償金等の所得区分に誤りがないか		
		収用等に係る5,000万円特別控除と代替資産取得について、どちらの特例を適用すべきか検討を行ったか		
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等を譲渡した場合において、1,000万円の特別控除を適用したか		
		保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の課税の特例の前提となる各種要件(債務保証をした時点で債務者に資力がない場合は適用なし等)を確認したか		

●チェック欄には、OKの場合は○、該当ない場合は△、NOの場合は×とコメントを記入すること。

また、一旦×となった場合は、○又は△と記入できるまでその理由・原因を調査すること。

●本チェックリストは、一般的な必要最低限の項目のみを対象としており、当該関与先の実情等を勘案し、適宜項目を追加した上で利用すること。

# 消費税申告チェックリスト

それぞれが確認した日を日付欄に記入すること。

関与先名	課税期間	担当者欄	確認者欄
	自 年 月 日	氏 名	氏 名
	至 年 月 日	確認日 年 月 日	確認日 年 月 日

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
1	課税方式の確認等	当課税期間の課税方式等の確認及び検討をしたか		
		当課税期間：全額控除 個別対応 一括比例配分 簡易課税 2割特例		
		翌課税期間の納税義務、課税方式等の確認及び検討をしたうえで、必要な届出をしたか		
		法人税の申告期限の延長の特例を受けている場合に、消費税申告期限延長届出書を提出したか		
		e-Taxのメッセージボックスを確認したか		
		資本金1億円超の特定法人について、添付書類も含めてe-Taxによることとしているか		
2	非課税	過去の税務調査における指摘事項を確認したか		
		住宅の貸付けの判定として、契約において用途が明らかにされていない場合に、借入人や住宅の状況その他の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかかな場合には、非課税としたか		
		住宅の貸付けの保証金等（返還しない部分）を非課税売上げに計上したか		
		住宅の貸付けであっても保証金から差し引く原状回復費用相当額は課税売上げに計上したか		
		土地の貸付けの非課税は、更地の貸付け又は借地権の貸付けであることを確認したか		
		借地権の設定の対価を非課税売上げに計上したか		
		物品切手等（商品券等）の発行を非課税売上げとしていないか		
3	輸出免税	郵便切手類の譲渡は、課税売上げとしたか（郵便局等以外）		
		郵便切手類の仕入れは、購入時又は使用時に課税仕入れとしたか		
		資産の輸出販売について、輸出許可書の保存があることを確認したか		
		非居住者に対する無体財産権の譲渡又は貸付けについて、契約書等の保存があることを確認したか		
		非居住者に対する役務の提供について、契約書等の保存があることを確認したか		
4	課税標準額	販売金額20万円以下の資産を郵便物として輸出する場合に、発送伝票の控え及び日本郵便株式会社から交付を受けた引受証等の書類の保存があることを確認したか		
		継続する事業の課否判定について、連年ミスの防止に注意しているか		
		新事業の売上げについて、課否判定を検討したか		
		ネット処理（相殺処理）をしたものについて、グロスの金額で売上げと仕入れを計上したか		
		固定資産等の譲渡について、売却損益にかかわらず譲渡対価の額を売上高としたか		
		土地建物一括譲渡について、対価の額を適正に区分したか		
		雑収入について課税売上げを確認したか		
		役員への資産の贈与（みなし譲渡）について、適正な時価を売上高に計上したか（棚卸資産は、販売価額の50%相当額又は仕入価額のうち高い金額）		
		役員への低額譲渡について、適正な時価を売上高に計上したか		
		法人税において工事進行基準を適用していることを確認したうえで、消費税についても適用するかどうか検討したか		
5	課税標準額に対する消費税額	法人税において延払基準又は10年均等取崩特例を適用していることを確認したうえで、消費税についても適用するかどうか検討したか		
6	適用税率	小売業など少額の売上げを大量にくりかえす事業において、インボイスに記載する消費税額等の1円未満の端数を切り捨てとしているときに売上税額の積上げ計算を検討したか		
		インボイスに適正な税率を記載して交付し、その税率ごとに課税標準額を計算したか		
		旧税率を適用する経過措置を確認したか		
7	課税売上割合	旧税率8%（国税6.3%）と軽減税率8%（国税6.24%）とは適正に区分したか		
		免税売上げを分母分子に算入したか		
		雑収入について非課税売上げを確認したか		
		有価証券等の譲渡対価は、5%相当額を分母に算入したか		
		金銭債権の譲渡対価は、5%相当額を分母に算入したか		
		資産の譲渡等の対価として取得した金銭債権の譲渡は、課税売上割合の計算から除外したか		
		暗号資産（仮想通貨）の譲渡対価の額を分母に算入していないか		
		資産の譲渡等以外の収入（不課税売上げ）を算入していないか		
		国外支店等における販売収入（不課税売上げ）を算入していないか		
		非課税資産の輸出売上げの金額を分子にも算入したか		
7	課税売上割合	資産の国外移送につき、FOB価額を分母分子に算入したか		
		返還等売上対価の額を控除したか		

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
8	仕入税額控除 (帳簿の保存)	帳簿に次の事項を記載したか イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ロ 課税仕入れを行った年月日 ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 ニ 課税仕入れに係る支払対価の額		
		軽減税率対象資産とそれ以外を同時に購入した場合、税率ごとに区分して帳簿に記載したか		
		下記9の「施行令49条1項の特例」を適用する場合に、帳簿にその旨を記載したか		
		下記9の「回収特例」の適用がある取引のうち税込3万円以上のものについて、帳簿に仕入先の所在地を記載したか		
		下記10の「8割控除の経過措置」の特例を適用する場合に、帳簿にその旨を記載したか		
9	仕入税額控除 (インボイスの保存)	主要な仕入先について、名簿システムによるなど公表サイトを活用して適格請求書発行事業者の登録状況の管理を行っているか		
		課税仕入れについて、インボイス又は簡易インボイスの保存があるか		
		インボイスの記載事項は複数の書類やデータの組み合わせによることもできることを確認したか(単独の書類に記載事項が揃っていないことをもってインボイスなしとしていないか)		
		インボイスに代えて仕入明細書を保存する場合に、 ①記載事項のすべてを記載をしたか(複数の書類でもよい) ②その記載事項について仕入先の確認を受けたか		
		次の課税仕入れは、インボイスの保存がなくても仕入税額控除の対象とし、帳簿にその旨を記載したか(施行令49条1項の特例) イ 公共交通機関特例が適用される3万円未満の旅客の輸送(公共交通機関特例) ロ 自動販売機特例が適用される3万円未満の自動販売機・自動サービス機からの商品の購入等(自動販売機特例) ハ 郵便局特例が適用される郵便サービス(郵便特例) ニ 簡易インボイスの記載事項(取引年月日以外)を満たす入場券等が使用の際に回収される取引(回収特例) ホ 古物営業を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から、古物を棚卸資産として購入する取引(古物商特例) ヘ 質屋を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から、質物を棚卸資産として取得する取引(質屋特例) ト 宅地建物取引業を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から、建物を棚卸資産として購入する取引(宅建業特例) チ 適格請求書発行事業者でない者から、再生資源及び再生部品を棚卸資産として購入する取引(再生資源特例) リ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当(出張旅費特例)		
10	仕入税額控除 (インボイスの保存に係る経過措置)	インボイスの保存がない課税仕入れについて、次の適用要件を確認して「8割控除の経過措置」を適用したか イ 区分記載請求書等の保存があること(軽減対象資産である旨と税率ごとの税込対価の額の合計額は追記することができる) ロ 帳簿に「8割控除の経過措置」を適用する旨を記載すること		
		基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である場合に、税込1万円未満の課税仕入れについては、インボイスがなくても(帳簿の保存が必要)仕入税額控除の対象としたか(少額特例)		
11	仕入税額控除 (課税仕入れ)	課税仕入れの日(原則として引渡基準)を確認したか		
		居住用賃貸建物の課税仕入れを控除対象から除外したか		
		売買取引となるリース取引につき、一括控除又は分割控除の確認をしたか 分割控除により賃借料の支払を課税仕入れとする場合に、適用税率を確認したか		
12	仕入税額控除 (課税仕入れに係る消費税額)	売上税額に積上げ計算を適用した場合に、仕入税額に割戻し計算を適用していないか		
13	仕入税額控除 (輸入の消費税額)	輸入許可書を確認したか		
		輸入許可書に記載された消費税額を積算したか		
		地方消費税を控除税額に含めていないか 関税を控除税額に含めていないか		
14	仕入税額控除 (全額控除)	課税売上割合が95%以上で課税売上高が5億円以下であることを確認したか		
15	仕入税額控除 (個別対応方式)	課税売上対応分、非課税売上対応分、共通対応分の区分は課税仕入れ等ごとに行ったか		
		共通対応分の課税仕入れ等につき「合理的な基準による区分」を検討したか		
		課税期間の末日までに、課税売上割合に準ずる割合の承認を受けているか 課税期間の末日までに課税売上割合に準ずる割合の申請書を提出し、同日の翌日以後1月以内に承認を受けているか		
16	仕入税額控除 (一括比例配分方式)	一括比例配分方式の適用に当たっては、2年間継続適用を考慮して有利不利の判定を行ったか		
17	仕入税額控除 の調整 (調整対象固定資産)	課税売上割合の著しい変動を確認したか		
		課税業務用から非課税業務用への転用を確認したか 非課税業務用から課税業務用への転用を確認したか		

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
18	仕入税額控除の調整（棚卸資産）	前課税期間が免税事業者である場合、期首棚卸資産（免税期間中の仕入れ分）の調整をしたか		
		適格請求書発行事業者の登録をした場合、登録日前日の棚卸資産（免税期間中の仕入れ分）の調整をしたか		
		相続、合併又は分割により課税事業者となる場合、課税事業者となる日の前日の棚卸資産（免税期間中の仕入れ分）の調整をしたか		
		課税事業者が、相続、合併又は分割により、免税事業者から引き継いだ棚卸資産（免税期間中の仕入れ分）の調整をしたか		
		翌課税期間が免税事業者である場合、期末棚卸資産（当課税期間中の仕入れ分）の調整をしたか		
19	仕入税額控除の調整（居住用賃貸建物）	居住用賃貸建物を調整期間内に課税賃貸用に供した場合の調整をしたか（第三年度の末日に有する場合）		
		居住用賃貸建物を調整期間内に譲渡した場合の調整をしたか		
		上記の調整を行う場合に、令和5年10月1日以後の仕入れ分について、インボイスの保存を確認したか		
20	仕入税額控除（簡易課税）	事業区分は課税売上げごとに行ったか		
		金融業及び保険業のみなし仕入率は50%、不動産業のみなし仕入率は40%にしたか		
		飲食料品の譲渡を行う林業、漁業、農業のみなし仕入率は80%にしたか		
		みなし仕入率を乗じる「基礎となる税額」は次のとおり適正か $\frac{\text{課税標準額に対する税額} - \text{返還等対価に係る税額} + \text{貸倒回収額の税額}}{\text{みなし仕入率}}$		
		複数の種類の事業を営む場合に、75%ルールを検討したか		
21	2割特例	基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるなど、適格請求書発行事業者の登録がなければ免税事業者となる課税期間であることを確認したか		
		課税期間を短縮する特例を適用する課税期間に2割特例を適用していないか		
22	売上対価の返還等に係る税額控除	課税売上げに係る対価の返還等であることを確認したか		
		課税売上げに適用した税率によって計算したか		
		簡易課税制度においても、税額控除をしたか		
		帳簿に対価の返還等を行った旨を記載して適用要件を満たしているか		
		軽減税率と標準税率の売上げの一括譲渡に係る値引き等について、次の区分によったか イ 交付する適格返還請求書又は領収書等に記載した適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額 ロ イの記載がない場合は、対価の額の比により区分した額		
23	貸倒れに係る税額控除	当課税期間の貸倒れか		
		貸付金等、課税売上げの対価以外の貸倒れを控除の対象としていないか		
		課税売上げに適用した税率によって計算したか		
		貸倒引当金の繰入れ、取崩しは課税対象外としたか		
		簡易課税制度においても、税額控除をしたか		
24	電気通信利用役務の提供の内外判定	貸倒れの実事を証明する書類を保存しているか		
		電気通信利用役務の提供の内外判定は、提供を受ける者の住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地によったか		
25	リバースチャージ方式	国内事業者が国外支店等で受ける役務のうち国外において行う資産の譲渡等によりのみ要するものは国外取引としたか		
		簡易課税制度である場合に、特定課税仕入れを課税標準に算入していないか		
		課税売上割合が95%以上である場合、リバースチャージの適用除外としたか（特定課税仕入れを仕入税額控除から除外したか）		
26	消費者向け電気通信利用役務の提供	一般課税で課税売上割合が95%未満である場合にリバースチャージを適用したか（課税標準額と課税仕入れの両方に計上したか）		
		リバースチャージの適用がある特定課税仕入れについて、対価の返還を確認したか		
27	控除対象外消費税額等	消費者事業者から受けた消費者向け電気通信利用役務の提供について、適格請求書発行事業者の登録番号記載の請求書等（メール等も可）を保存しているか		
28	還付申告	控除対象外消費税額等について、資産計上又は費用処理を行ったか		
		税込経理の場合、還付税額は、法人税法上、当期又は翌期の益金となるが、税抜経理への変更を検討したか		
29	中間申告額	「消費税の還付申告に関する明細書」を作成添付したか		
		中間申告額の国税と地方税の区分は適正か		
30	納税者に対する説明	毎月中間申告である場合、決算後に納付する11回目の税額も含めているか		
		申告書の提出前に、法人の代表者等の役員（個人事業者の場合は納税者本人）に対して申告内容の説明を行い、承諾を得ているか		
31	税務代理権限証書	納付又は還付の時期について説明したか		
		調査の事前通知は税務代理人のみで良いかどうかの確認をし、その旨の✓を付したか		
32	書面添付	下部の委任状の記載を検討したか		
32	書面添付	税理士法33条の2に規定する書面添付を検討したか		

- チェック欄には、OKの場合は○、該当ない場合は△、NOの場合は×とコメントを記入すること。  
また、一旦×となった場合は、○又は△と記入できるまでその理由・原因を調査すること。
- 本チェックリストは、一般的な必要最低限の項目のみを対象としており、納税者の実情等を勘案し、適宜項目を追加した上で利用すること。

# 消費税管理簿

No. \_\_\_\_\_

※ すべてのクライアントにつき、この消費税管理簿を作成する。

関与開始 年 月 日			担当者		設立（開業）の日 年 月 日		
関与開始時の特例等の選択状況				(関与開始時の特例等の選択状況は、原則として「申告書等閲覧サービス」により確認する)		資本金の額	
						支配関係	
特例	区分	確認日	確認手段			事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日	
適格請求書発行事業者	有 無	年 /	登録番号 T	公表サイトの確認 <input type="checkbox"/>		申告期限延長 法人 ・ 消費 青 ・ 白	
課税選択	有 無	年 /	個人事業者の公表申出 (旧姓・通称・屋号・所在地)			新設法人・特定新規設立法人	
簡易課税	有 無	年 /				資本金・事業年度の変更の履歴	
その他	有 無	年 /				簡易課税の事業区分	

関与開始後の届出履歴	適格請求書発行事業者登録申請書	
	公表事項の申出書	
	課税事業者選択届出書	
	簡易課税制度選択届出書	
	期間特例選択・変更届出書	
	課税売上割合に準ずる割合	
	申告期限延長届出書	
	その他	

課税期間	申告	課税売上高		免税売上高	合計	非課税売上高
		(税込)	(税抜)			
年 月 日から 年 月 日まで	有・無 全額・個別・一括	全期				
	簡易・2割	上半期				
年 月 日から 年 月 日まで	有・無 全額・個別・一括	全期				
	簡易・2割	上半期				
年 月 日から 年 月 日まで	有・無 全額・個別・一括	全期				
	簡易・2割	上半期				
年 月 日から 年 月 日まで	有・無 全額・個別・一括	全期				
	簡易・2割	上半期				

備考

担当者の履歴

# 消費税選択チェックリスト

※ 設備投資や資産の売却など特例選択の検討が必要な場合に、このチェックリストを使用する。

## 1 当課税期間（令和 年 月 日～令和 年 月 日）の状況

当課税期間の納税義務	課税期間	仕入税額控除	「準ずる割合」適用	申告期限延長
・ 適格請求書発行事業者	・ 事業年度	・ 全額控除・一括比例配分・個別対応	有 無	有 無
・ 免税事業者	・ 3ヶ月	・ 簡易課税	適用範囲	任意の中間申告
・ 登録のない課税事業者	・ 1ヶ月	・ 2割特例		有 無

## 2 適格請求書発行事業者未登録者の納税義務の判定

基準期間	特定期間		当事業年度
年 月 日～年 月 日	年 月 日～年 月 日		年 月 日～年 月 日
基準期間における課税売上高	課税売上高	給与等の合計額	当課税期間
円	円	円	年 月 日～年 月 日

基準期間がない法人である場合						
第1期	第2期	特定新規設立法人の判定対象者とその売上高			第1期の判定	第2期の判定
期首 年 月 日	期首 年 月 日	名称			・ 新設法人 ・ 特定新規設立法人 ・ 該当なし	・ 新設法人 ・ 特定新規設立法人 ・ 該当なし
資本金の額 円	資本金の額 円	売上高 円	円	円		

## 3 事業計画（ヒアリング）

## 4 設備投資等の予定

設備投資等①の時期	設備投資等②の時期	設備投資等③の時期	設備投資等④の時期	設備投資等⑤の時期
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円
内容	内容	内容	内容	内容

## 5 固定資産等の売却の予定

売却①の時期	売却②の時期	売却③の時期	売却④の時期	売却⑤の時期
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円
内容	内容	内容	内容	内容

6 所見

--

7 特例の選択と取りやめの検討

① 特例の選択

届出書等	提出可能期間	提出予定日	効力発生日	適用予定期間
	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

届出書等	提出可能期間	提出予定日	効力発生日	適用予定期間
	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

② 選択の取りやめ

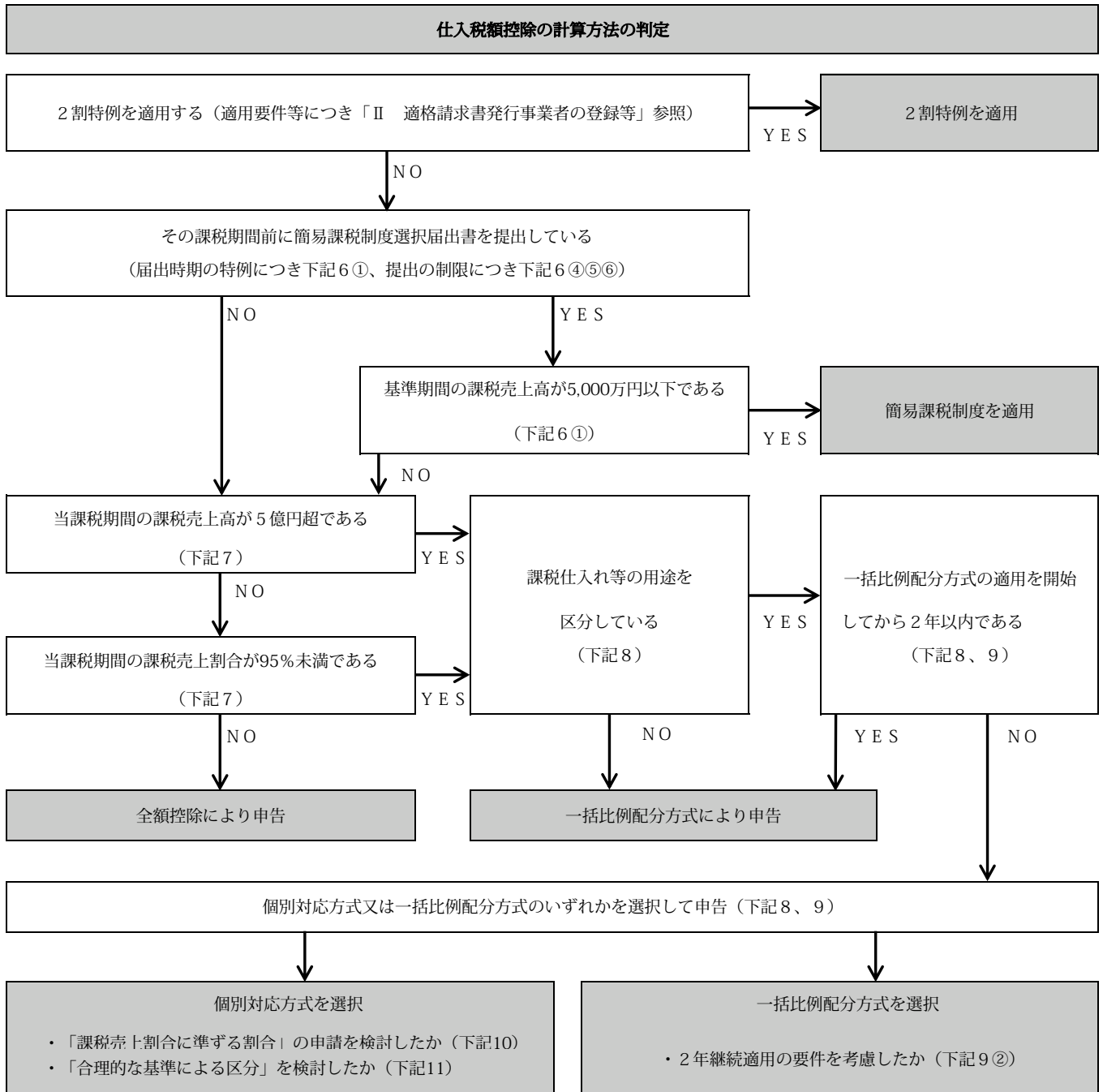
届出書等	提出可能期間	提出予定日	取りやめとなる日	適用していた期間
	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

届出書等	提出可能期間	提出予定日	取りやめとなる日	適用していた期間
	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

8 結果説明

説明者	説明日	説明場所	説明を受けた者	説明を受けた者
氏名	年 月 日		様	様

# I 適用関係





## 1 基準期間における課税売上高

- ①免税売上高も含まれる（消法9②）。
- ②基準期間において免税事業者であった場合は、税込みで課税売上高を計算する（消基通1-4-5）。
- ③前々事業年度が1年未満である法人は、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間が基準期間となる（消法2①十四）。
- ④基準期間が1年でない法人は、12ヶ月相当額に換算して基準期間における課税売上高を計算する（消法9②二）。

## 2 特定期間における課税売上高

- ①法人の特定期間となる六月の期間の末日は、その前事業年度の終了の日（六月の期間の末日において予定しているもの）に合わせて調整する（消法9の2⑤、消令20の6①）。
- ②法人の前事業年度が7ヶ月以下である場合は、通常は、特定期間は存在しないこととなる（消法9の2④三、消令20の5）。
- ③1年決算法人が、設立2期目までに決算期を変更した場合や連続して決算期を変更した場合には、前々事業年度開始の日以後六月の期間が特定期間となる可能性がある（消法9の2④三、⑤、消令20の6②）。
- ④特定期間において免税事業者であった場合は、税込みで課税売上高を計算する。
- ⑤特定期間における課税売上高は、特定期間中に支払った給与等の金額（所得税法施行規則100条に規定する支払明細書に記載すべき金額）の合計額とすることができる（消法9の2③、消基通1-5-23）。

## 3 課税事業者選択制度

- ①「課税事業者選択届出書」（第1号様式）を提出した課税期間の翌課税期間から課税事業者となる（消法9④）。  
※新たに事業を開始した課税期間に提出した場合は、その課税期間から課税事業者となる（届出書に記載して翌課税期間から適用することも可能）（消法9④、消基通1-4-14）。
- ②「課税事業者選択不適用届出書」（第2号様式）を提出した課税期間の翌課税期間から課税事業者選択の効力がなくなる（消法9⑧）。  
※課税事業者選択の効力は、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合であっても、課税事業者選択不適用届出書又は事業を廃止した旨の届出書を提出しない限り存続する（消基通1-4-11）。  
※適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、「課税事業者選択不適用届出書」を提出しても納税義務は免除されない。
- ③2年継続適用：課税事業者選択の効力が生じた課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、課税事業者選択不適用届出書を提出することができない（消法9⑥）。
- ④3年縛り：課税事業者選択の2年継続適用期間中に、調整対象固定資産の仕入れ等をして、一般課税で申告した場合には、その仕入れ等の課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、課税事業者選択不適用届出書を提出することができない（3年間継続して課税事業者となり、簡易課税制度の適用はない。）（消法9⑦、37③）。
- ⑤上記④（3年縛り）に該当する場合において、調整対象固定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日からその仕入れ等の日までに課税事業者選択不適用届出書を提出しているときは、その提出は、なかったものとみなされる（消法9⑦）。

## 4 新設法人・特定新規設立法人

- ①新設法人（基準期間がなく、事業年度開始の日の資本金の額が1,000万円以上である法人）は、基準期間がない課税期間においては課税事業者となる（註12の20）。
- ②特定新規設立法人（①の新設法人以外の法人で、基準期間がなく、50%を超えて支配する株主又はその特殊関係法人の基準期間相当期間における課税売上高が5億円を超えるもの）は、基準期間がない課税期間においては課税事業者となる（消法12の3①）。
- ③3年縛り：新設法人又は特定新規設立法人が基準期間がない課税期間中に、調整対象固定資産の仕入れ等をして、一般課税で申告した場合には、その仕入れ等の課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の末日まで、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用はない（消法12の2②、12の3③、37③二）。

## 5 高額特定資産の仕入れ等を行った場合等

- ①3年縛り：平成28年4月1日以後に、高額特定資産の仕入れ等をして一般課税で申告した場合は、その仕入れ等の課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の末日まで、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用はない（消法12の4①、37③三）。  
※平成27年12月31日までに契約を締結している場合には、適用除外となる。
- ②3年縛り：令和2年4月1日以後に、高額特定資産等について棚卸資産に係る消費税額の調整の適用を受けた場合は、その適用を受けた課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の末日まで、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用はない（消法12の4②、37③四）。
- ③高額特定資産等が居住用賃貸建物であるため仕入れ額控除の対象とならない場合でも、3年縛りの適用がある（消基通1-5-30）。

## 6 簡易課税制度

- ①「簡易課税制度選択届出書」（第9号様式）を提出した課税期間の翌課税期間から基準期間における課税売上高が5,000万円以下である場合に簡易課税制度を適用する（消法37①）。  
※新たに事業を開始した課税期間に提出した場合は、その課税期間から選択の効力が生じる（届出書に記載して翌課税期間から適用することも可能）（消法37①、消基通13-1-5）。  
※令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において適格請求書発行事業者の登録をする免税事業者が、登録日の属する課税期間に「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に提出したものとみなされ、提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができる（平30年改正令附則18）。  
この場合、簡易課税制度選択届出書に、この提出時期の特例の適用を受ける旨を記載しなければならない（平30年改正令附則18）。  
※2割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その翌課税期間の初日の前日に提出したものとみなされ、提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用することができる（平28年改正法附則51の2⑥）。  
この場合、簡易課税制度選択届出書に、この提出時期の特例の適用を受ける旨を記載しなければならない（平28年改正法附則51の2⑥）。
- ②「簡易課税制度選択不適用届出書」（第25号様式）を提出した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度選択の効力がなくなる（消法37⑦）。  
※簡易課税制度選択の効力は、基準期間における課税売上高が5,000万円を超えた場合であっても、簡易課税制度選択不適用届出書又は事業を廃止した旨の届出書を提出しない限り存続する（消基通13-1-3）。
- ③2年継続適用：簡易課税制度選択の効力が生じた課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、簡易課税制度選択不適用届出書を提出することができない（消法37⑥）。
- ④3年縛り：課税事業者選択の2年継続適用期間中に、又は、新設法人若しくは特定新規設立法人が基準期間がない課税期間中に、調整対象固定資産の仕入れ等をして、一般課税で申告した場合には、仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、簡易課税制度選択届出書を提出することができない（消法37③一、二）。
- ⑤3年縛り：高額特定資産の仕入れ等をして一般課税で申告した場合は、調整対象固定資産等について棚卸資産に係る消費税額の調整の適用を受けた場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間又は調整の適用を受けた課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、簡易課税制度選択届出書を提出することができない（消法37③三、四）。
- ⑥上記④⑤（3年縛り）に該当する場合において、調整対象固定資産の仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日からその仕入れ等の日までに簡易課税制度選択届出書を提出しているときは、その提出は、なかったものとみなされる（消法37④）。

## 7 全額控除

全額控除の要件：その課税期間の課税売上割合が95%以上で、かつ、課税売上高が5億円以下であること（消法30①）。

## 8 個別対応方式

個別対応方式の要件：①すべての課税仕入れ等について、課税売上対応分、非課税売上対応分、共通対応分に用途区分をしていること（消法30②一）。  
②一括比例配分方式の適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した課税期間でないこと（消法30⑤）。

## 9 一括比例配分方式

- ①左記8①の用途区分を行っている場合でも適用することができる（消法30④）。
- ②一括比例配分方式の適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間においては、個別対応方式を適用することができない（消法30⑤）。

## 10 課税売上割合に準ずる割合

- ①税務署長の承認を受けた課税期間から適用する（消法30③）。  
※令和3年4月1日以後に終了する課税期間については、適用しようとする課税期間の末日までに申請書の提出があった場合において、同日の翌日から同日以後1月を経過する日までの間に承認があったときは、その適用しようとする課税期間の末日においてその承認があったものとみなされる（消令47⑥）。
- ②不適用の届出書を提出した日の属する課税期間から不適用となる（消法30③）。
- ③税務署長の承認を受けていても、一括比例配分方式においては適用ができない（消法30③）。
- ④たまたま土地の譲渡を行った課税期間においては、過去3年間の通算課税売上割合又は前課税期間の課税売上割合のうち低い方の割合が承認される。

## 11 合理的な基準による区分

- ①個別対応方式による場合、共通対応分の課税仕入れ等は、例えば、原材料、包装材料、倉庫料、電力料等のように生産実績その他の合理的な基準により課税売上対応分と非課税売上対応分とに区分することができる（消基通11-2-19）。
- ②税務署長の承認を受ける必要はない。

## 12 課税期間の特例

- ①「課税期間特例選択届出書」（第13号様式）を提出すると、提出した期間（その届出書による1ヶ月又は3ヶ月の期間）の翌期間から課税期間の短縮が開始する（消法19②）。  
※新たに事業を開始した期間に提出した場合は、その期間から短縮が開始する（届出書に記載して翌期間から適用することも可能）（消法19②）。
- ②「課税期間特例選択不適用届出書」（第14号様式）を提出した課税期間（短縮した課税期間）の翌課税期間から課税期間特例選択の効力がなくなる（消法19④）。  
※課税期間特例選択の効力は、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったことにより免税事業者となった場合であっても、課税期間特例選択不適用届出書又は事業を廃止した旨の届出書を提出しない限り存続する（消基通3-3-1）。
- ③2年継続適用：課税期間特例の効力が生じた期間の初日から2年を経過する日の属する期間の初日以後でなければ、課税特例選択不適用届出書を提出することができない（消法19⑤）。  
※1ヶ月から3ヶ月へ、3ヶ月から1ヶ月への変更についても同様（消法19⑤）。

## 13 任意の中間申告

- ①前期納税実績により中間申告不要となる事業者は、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」（第26—(2)号様式）の届出により、届け出た六月中間申告対象期間から、任意の中間申告書を提出することができる（消法42⑧）。
- ②任意の中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」（第26—(3)号様式）を提出したものとみなされる（消法42⑩）。

## 14 特定法人の電子申告の義務

- ①事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体は、令和2年4月1日以後に開始する課税期間から、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てをe-Taxにより提出しなければならない（消法46の2）。
- ②特定法人に該当することとなった場合には、1月以内に、「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を提出しなければならない（消規23の4②一）。
- ③電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の事前の承認を要件として、法人税等の申告書及び添付書類を書面によって提出することができる（消法46の3）。

## 15 確定申告期限の特例

法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」（第28—(14)号様式）を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限は、1ヶ月延長される（消法45の2①）。

# II 適格請求書発行事業者の登録等

## 1 登録の申請と通知

- ①国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であって、適格請求書の交付をしようとする課税事業者は、税務署長の登録を受けることができる（消法57の2①）。
- ②登録を受けようとする事業者は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」（第1—(3)号様式）をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない（消法57の2②）。
- ③申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否事由に該当しない場合には適格請求書発行事業者の登録を行うとともに、その旨を書面で通知する（消法57の2③⑤⑦）。
- ④その登録を受けようとする事業者が、次の登録拒否要件に該当する場合は、税務署長はその登録を拒否することができる（消法57の2⑤）。  
イ 国税通則法117条1項の納税管理人の規定の適用を受ける者が、納税管理人の届出をしていないこと  
ロ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること  
※特定国外事業者には、消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいらないことなど上記以外にも登録拒否要件が定められている（消法57の2⑤二）。
- ⑤適格請求書発行事業者には、納税義務の免除の規定は適用されない（消法9①）。
- ⑥適格請求書発行事業者公表サイトにおいて次の事項が公表される（消法57の2④⑩、57の3⑤、消令70の5①②）。  
イ 氏名又は名称及び登録番号  
ロ 登録年月日  
ハ 法人（人格のない社団等は公表の申出をした場合。）にあっては、本店又は主たる事務所の所在地  
ニ 登録取消年月日又は登録失効年月日  
ホ 個人事業者の事務所の所在地（「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出した場合）  
ヘ 個人事業者の主たる屋号（「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出した場合）

## 2 免税事業者の登録

- ①原則  
②③の経過措置終了後は、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となる必要がある（消基通1-7-1）。
- ②免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出しなければならない（消法57の2②、消令70の2①）。  
この場合において、その課税期間の初日後に登録されたときは、同日に登録を受けたものとみなされる（消令70の2②）。
- ②経過措置  
③免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、課税事業者選択届出書の提出がなくても、登録申請書の提出によって登録を受けた日から課税事業者となる（平28年改正法附44④、消基通21-1-1）。
- ④③の経過措置の適用により、課税期間の途中で適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載する（平30年改正令15②）。  
この場合において、その登録希望日後に登録がされたときは、その登録希望日に登録を受けたものとみなされる（平30年改正令15③）。

- ⑤課税期間の途中で登録を受けた場合には、登録日からその課税期間の末日までの期間における課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となる（平28年改消法附44④）。
- ⑥登録日の属する課税期間が令和5年10月1日を含む課税期間である場合を除いて、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者となることはできない（平28年改消法附44⑤）。

### 3 新たに事業を開始した場合等の特例

- 事業者が、次に掲げる課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書をその課税期間の末日までに提出した場合において、税務署長の登録を受けたときは、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる（消令70の4、消規26の4）。
- イ 事業者（下記6の「相続があった場合のみなし登録」の適用を受ける事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
  - ロ 法人が吸収合併により適格請求書発行事業者の登録を受けていた被合併法人の事業を承継した場合におけるその合併があった日の属する課税期間
  - ハ 法人が吸収分割により適格請求書発行事業者の登録を受けていた分割法人の事業を承継した場合におけるその吸収分割があった日の属する課税期間

### 4 登録の取消し

- 税務署長は、適格請求書発行事業者が次の事実と該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる（消法57の2⑥）。
- イ その適格請求書発行事業者が1年以上所在不明であること。
  - ロ その適格請求書発行事業者が事業を廃止したと認められること。
  - ハ その適格請求書発行事業者が合併により消滅したと認められること。
  - ニ 納税管理人を定めなければならない適格請求書発行事業者が国税通則法117条2項の納税管理人の届出をしていないこと。
  - ホ その適格請求書発行事業者が消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。
- ハ 登録拒否事由について、虚偽の記載をして登録申請書を提出し登録を受けた者であること。  
 ※特定国外事業者については、正当な理由なく期限内申告書の提出がなかったなど、上記以外にも取消し事由が定められている（消法57の2⑥二）。

### 5 登録の失効

適格請求書発行事業者が、次に掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれ次に掲げる日に、登録はその効力を失う（消法57の2⑩、消令70の5③）。

登録の取消しを求める旨の届出書を提出した場合	その課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出したとき	翌課税期間の初日
	上記の日の翌日からその課税期間の末日までの間に提出したとき	翌々課税期間の初日
事業廃止届出書を提出した場合	事業を廃止した日の翌日	
合併による法人の消滅届出書を提出した場合	その法人が合併により消滅した日	

### 6 相続があった場合のみなし登録

- ①適格請求書発行事業者が死亡した場合には、その相続人は、「適格請求書発行事業者の死亡届出書」（第4号様式）を、速やかに、その適格請求書発行事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない（消法57の3①）。
- ②相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人（適格請求書発行事業者を除く。）は、その相続のあった日の翌日から、次のイ又はロのいずれか早い日までの期間はみなし登録期間となり、適格請求書発行事業者とみなされる（消法57の3②③④、消基通1-7-4）。
- イ 相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日
  - ロ 被相続人が死亡した日の翌日から4月を経過する日
- ※相続人がみなし登録期間中に登録申請をした場合は、登録通知があるまでは、みなし登録期間が延長される（消令70の6②）。
- ③みなし登録期間中は、その相続に係る被相続人の登録番号がその相続人の登録番号とみなされる（消法57の3③）。
- ④この取扱いの適用を受けるためには、登録申請書に、相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した旨を記載しなければならない（消令70の6①）。

### 7 適格請求書発行事業者の義務

- ①適格請求書発行事業者は、課税事業者から求められたときは、原則として、適格請求書を交付し、その写しを保存しなければならない（消法57の4①②⑥）。
- ②小売業、飲食店業、写真業、旅行業及びタクシー業、駐車場業（不特定かつ多数の者に自動車その他の車両の駐車のための場所を提供するものに限る。）又はこれらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うものであるときは、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができる（消法30①、57の4②、消令70の11）。
- ③適格請求書発行事業者は、1万円以上の売上対価の返還等を行った場合には、適格返還請求書を交付しなければならない（消法57の4③⑥）。
- ④適格請求書と適格返還請求書は、それぞれに必要な記載事項を一枚の書類に記載して交付することができる。この場合、継続適用を条件に、対価の額及び消費税額等はその差額を記載することができる（消基通1-8-20）。
- ⑤適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書の書類による交付に代えて、その記載事項に係るデータを提供することができる（消法57の4⑤）。
- ⑥次の取引については、適格請求書の交付義務が免除される（消法57の4①、消令70の9②）。
- イ 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送（公共交通機関特例）
  - ロ 3万円未満の自動販売機・自動サービス機による商品の販売等（自動販売機特例）
  - ハ 郵便切手対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）（郵便特例）
  - ニ 出荷者が卸売市場において行う生鮮食品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売業務として行うものに限る）（卸売市場特例）
  - ホ 生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式による場合に限る）（農協特例）

### 8 2割特例（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）

- ①免税事業者が適格請求書発行事業者となったことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、控除対象仕入税額は、その課税期間における課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた特別控除額とする経過措置が設けられている（平28年改消法附51の2①②、消基通21-1-2）。

$$\boxed{\text{特別控除税額}} = \frac{\text{課税標準額に対する消費税額} + \text{対価の返還等に係る消費税額} + \text{貸倒回収に係る消費税額}}{\text{△}} \times 80\%$$

- ②2割特例は、適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間のうち、次に該当しない課税期間に適用することができる（平28年改消法附51の2①）。
- イ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間（消法9①）
  - ロ 特定期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間（消法9の2①）
  - ハ 次の特例により課税事業者となる課税期間
    - ・相続があった場合の特例（消法10）※1
    - ・合併又は分割があった場合の特例（消法11、12）
    - ・新設法人又は特定新規設立法人の特例（消法12の2①、12の3①）
    - ・調整対象固定資産又は高額特定資産を取得した場合等の特例（消法9⑦、12の2②、12の3③、12の4①②）
    - ・金地金等の仕入れ等を行った場合の特例（消法12の4③）
    - ・法人課税信託の特例（消法15④～⑦）
  - ニ 課税期間を短縮する特例の適用を受ける課税期間（消法19①）
  - ホ 国外事業者のその課税期間の初日において恒久的施設を有しない課税期間（平28改正法附則51の2①）
- ハ 上記の他、課税事業者選択届出書の提出により令和5年10月1日前から引き続き課税事業者となる課税期間 ※2
- ※1 相続により、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継した相続人については、登録を受けた後に相続が開始した場合は、相続があった場合の納税義務の免除の特例（消法10①）の適用があっても、相続があった年においては、2割特例を適用することができる（平28年改消法附51の2①三）。
- ※2 課税事業者選択届出書の提出により令和5年10月1日の属する課税期間の初日から消費税を納める義務が免除されないこととなる場合において、その課税期間中に課税事業者選択不適用届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その課税期間から課税事業者選択届出書の効力を失効することができる。令和5年10月1日の属する課税期間について2割特例を適用することができる（平28年改消法附51の2⑤）。
- ③2割特例の経過措置の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する（平28年改消法附51の2③）。事前の届出等の手続きはない。
- ④2割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その翌課税期間の初日の前日に提出したものとみなされ、提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用することができる（平28年改消法附51の2⑥）。この場合、簡易課税制度選択届出書に、この提出時期の特例の適用を受ける旨を記載しなければならない（平28年改消法附51の2⑥）。

### III 災害特例等

特定非常災害 (措法86の5)	届出期限 年 月 日 原則として、指定日まで	課税事業者選択届出	課税事業者選択不適用届出
		簡易課税制度選択届出	簡易課税制度選択不適用届出
		特定非常災害による消費税法第12条の2第2項(第12条の3第3項)不適用届出書	
		特定非常災害による消費税法第12条の4第1項(第2項)不適用届出書	
簡易課税制度の災害特例 (消法37の2)	申請期限 年 月 日 原則として、やむを得ない理由がやんだ日から2月以内	災害等による消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書	
届出特例 (消法9、37)	申請期限 年 月 日 原則として、やむを得ない事情がやんだ日から2月以内	消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請	
		消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請	

#### 1 特定非常災害に係る特例

- 特定非常災害の被災事業者が、被災日の属する課税期間以後の課税期間につき、次の届出書を指定日までに所轄税務署長に提出した場合には、その適用又は不適用に係る本来の提出時期に提出したものとみなされる(措法86の5①③⑩⑫)。
  - 課税事業者選択届出書
  - 課税事業者選択不適用届出書
  - 簡易課税制度選択届出書
  - 簡易課税制度選択不適用届出書
- 届出書には、その特例の適用を受け、又はやめようとする開始課税期間を明記するとともに、この特例による届出であることを明らかにするため、届出書の参考事項欄等に特定非常災害の被災事業者である旨を記載する(消基通20-1-5)。
- 被災事業者が指定日までに課税事業者選択又は簡易課税制度選択には、継続適用の取扱いはない(措法86の5②⑩)。
- 課税事業者又は簡易課税制度を選択している事業者が被災事業者となった場合は、継続適用期間中であっても、指定日までに不適用届出書を提出してその選択をやめることができる(措法86の5②⑩)。
- 被災事業者である新設法人又は特定新規設法人には、基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等をして一般課税で申告した場合の「3年縛り」は、適用されない(措法86の5②④⑦)。
- 被災事業者は、次の場合には、「3年縛り」は適用されない(措法86の5⑤⑥⑧⑨)。
  - 被災日前に高額特定資産の仕入れ等を行っていた場合
  - 被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行った場合
  - 被災日前に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けていた場合
  - 被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合
- 支店が被災するなど、特定非常災害に係る国税通則法11条による申告期限等の延長の規定の適用を受けていない被災事業者が、「3年縛り」を解除するためには、次の届出書をそれぞれの期限までに所轄税務署長へ提出しなければならない。
  - 「特定非常災害による消費税法第12条の2第2項(第12条の3第3項)不適用届出書」  
期限：基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日とのいずれか遅い日
  - 「特定非常災害による消費税法第12条の4第1項(第2項)不適用届出書」  
期限：高額特定資産の仕入れ等の日又は棚卸資産に係る消費税額の調整の適用を受けることとなった日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日

#### 2 簡易課税制度に係る災害特例

- 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、被害を受けたことにより簡易課税制度の適用の変更が必要となった場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、次の届出書を、その適用又は不適用に係る本来の提出時期に提出したものとみなされる(消法37の2①⑥)。
  - 簡易課税制度選択届出書
  - 簡易課税制度選択不適用届出書
 申請書名：「災害等による消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」
- 災害その他やむを得ない理由は、国税通則法11条の申告、納付、届出等の期限の延長に係る「災害その他やむを得ない理由」に準じる(消基通13-1-7、消基通11-1)。
- 承認申請書の提出期限は、原則として、災害等のやんだ日から2月以内である(消法37の2②⑦、消基通13-1-8)。
- 災害等のやんだ日が、災害等の生じた課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、災害等の生じた課税期間に係る申告書の提出期限(国税通則法11条により延長された提出期限)となる(消法37の2②⑦、消基通13-1-8)。
- 災害等の生じた課税期間の確定申告期限までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされる(消法37の2④⑤⑦)。ただし、災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその課税期間の末日の翌日以後に到来する場合は、この限りではない(消法37の2⑤)。
- 対象となる課税期間  
この特例は、次の課税期間が対象となる(消令57の3①、消基通13-1-9)。

区 分	対象となる課税期間
簡易課税制度選択	災害等が生じた課税期間
簡易課税制度選択不適用	a. 又はb.のいずれかの課税期間 a. 災害等が生じた課税期間 b. 災害等が生じた課税期間の翌課税期間のうち次に掲げる要件のすべてに該当する課税期間のうち一の課税期間 ・ 災害等の生じた日から災害等のやんだ日までの間に開始した課税期間であること ・ その災害等が生じた日の属する課税期間にすでにこの特例の承認を受けていないこと ・ 簡易課税制度の2年継続適用の課税期間であること

- この特例の承認を受けて簡易課税制度選択届出書を提出する場合には、新設法人又は特定新規設法人が基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等をして一般課税で申告した場合の制限はない(消法37の2①)。
- この特例の承認を受けて簡易課税制度選択届出書を提出する場合には、高額特定資産の仕入れ等をして一般課税で申告した場合及び高額特定資産等につき棚卸資産の調整の適用を受けた場合の制限はない(消法37の2①)。
- この特例の承認を受けて簡易課税制度選択不適用届出書を提出する場合には、簡易課税制度の2年継続適用の取扱いは適用されない(消法37の2⑥)。

#### 3 やむを得ない事情がある場合の届出特例

- やむを得ない事情があるため、次の届出書を提出できなかった場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、その届出書を適用又は不適用に係る本来の提出時期に提出したものとみなされる(消法9⑨、37⑧、消令20の2①②、57の2①②)。
  - 課税事業者選択届出書
  - 課税事業者選択不適用届出書
  - 簡易課税制度選択届出書
  - 簡易課税制度選択不適用届出書
 申請書名：「消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」  
「消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」
- やむを得ない事情とは、以下のような災害の発生等をいい、制度の不知や提出忘れ等は該当しない(消基通1-4-16、13-1-5の2)。
  - 震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人的災害で自己の責任によらないものに基因する災害が発生したことにより、届出書の提出ができない状態になったと認められる場合
  - aの災害に準ずるような状況又はその事業者の責めに帰することができない状態にあることにより、届出書の提出ができない状態になったと認められる場合
  - その課税期間の末日前おおむね1月以内に相続があったことにより、その相続に係る相続人が新たに届出書を提出できる個人事業者となった場合  
この場合には、その課税期間の末日にやむを得ない事情がやんだものとして取り扱う。
  - aからcまでに準ずる事情がある場合で、税務署長がやむを得ないと認めた場合
- 承認申請書の提出期限は、「やむを得ない事情」がやんだ日から2月以内である(消令20の2③、57の2③、消基通1-4-17、13-1-5の2)。
- みなし承認の取扱いはない。